

# 青森県報

第三千二百二十二号

平成二十二年  
四月九日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	同	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	同	三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	同	三
右 同	同	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	同	四
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	漁港漁場整備課	四
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総務学事課)	六
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	六
県有財産の売却に係る一般競争入札	(農林水産政策課)	六

## 告 示

## 示

### 青森県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定年月日
	主たる事務所の所在地	名称		所在地		
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	アースサポート株式会社 弘前市大字小比内四丁目五の五	訪問介護	三	平成 三・三・一	
株式会社スライヴ	黒石市大字黒石十三森一八四の二九	株式会社スライヴ	福祉用具貸与	三	三・三・一	
有限会社サン・シヨウ	青森市大字筒井二の八ツ橋一三八の二一六	三本木薬局	居宅療養管理指導	三	三・三・四	
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	岡三沢ぬくもりの家	短期入所生活介護	三	三・三・一	
有限会社アイブ・ワン	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊田六の一三	グループホームいなかだて	認知症対応型共同生活介護	三	三・三・一	
株式会社ダイキ	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原一四八の一九	花まるデザインセンター	通所介護	三	三・三・一	
株式会社エム	北津軽郡板柳町大字赤田字桂三の二七	ホームヘルプエム	訪問介護	三	三・三・一五	

青森県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三村 申吾

名称	介護予防事業者		名称	所在地	指定期間
	主たる事務所の所在地	事業の種類			
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問介護	ホームヘルプサービス	弘前市大字西八二丁目一の一八	平成三〇・三・一
アースサポルト株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問介護	アースサポルト株式会社	弘前市大字小比内四丁目五の一五	平成三〇・三・一
〃	〃	訪問介護	〃	〃	〃
社会福祉法人楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	短期介護	岡三沢ぬくもりの家	三沢市岡三沢一丁目一の九七	平成三〇・三・一
〃	〃	訪問介護	〃	〃	〃
有限会社アイブ・ワン	南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊田六一の三	認知症対応型共同生活介護	グルーピングいなかだて	南津軽郡田舎館村大字川部字中田三〇の五八	平成三〇・三・一
株式会社イキ	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原一四八の一九	介護予防	花まるサービスセンター	北津軽郡中泊町大字大沢内字海原一四八の一九	平成三〇・三・一
株式会社ム	北津軽郡板柳町大字赤田字桂三の二七	訪問介護	ホームヘルプサービス	北津軽郡板柳町大字赤田字桂三の二七	平成三〇・三・一五

青森県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三村 申吾

名称	居宅介護支援事業者		名称	所在地	指定期間
	主たる事務所の所在地	事業の種類			
アースサポルト株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	訪問介護	アースサポルト株式会社	弘前市大字小比内四丁目五の一五	平成三〇・三・一

青森県告示第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三村 申吾

変更前	変更後	区分		変更年月日
		名称	所在地	
合同会社まごころ介護	合同会社まごころ介護	居宅介護事業者	居宅介護事業所	平成三〇・三・一五
弘前市大字六の五	弘前市大字六の五	主たる事務所の所在地	所在地	
弘前市大字一〇の一三	弘前市大字一〇の一三	訪問介護	訪問介護	

青森県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
まごころ 介護 合同会社	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 の 種 類
弘前市大字 中野一丁目 一の〇の二三	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	名 称	介 護 予 防 事 業 所
訪問介護	訪問介護	所 在 地	変 更 年 月 日
			平成 三・二・二五

青森県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
まごころ 介護 合同会社	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	主たる事務 所の所在地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
弘前市大字 野一丁目 二の三の〇〇	弘前市大字 樹木一丁目 六の五	名 称	所 在 地
訪問看護	訪問介護	所 在 地	変 更 年 月 日
			平成 三・二・二五

青森県告示第百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業者	
			名称	所在地
財団法人鷹揚郷	弘前市大字小沢字山崎九〇	訪問看護	財団法人鷹揚郷訪問看護センター	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二の四
医療法人なにかざわ整形外科	八戸市湊高台二丁目一二の二	訪問看護	なにかざわ整形外科リハビリテーションセンター	八戸市湊高台二丁目一二の二
				平成 三・三・三二

訪問リハビリテーション	通所リハビリテーション	居宅療養管理指導
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

青森県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業の種類	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護
名称	財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション	財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション	財団法人鷹揚郷訪問看護ステーション
所在地	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二二の四	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二二の四	弘前市大字桜ヶ丘二丁目二二の四
廃止年月日	平成三・三・三	平成三・三・三	平成三・三・三

青森県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	名称	名称	名称
医療法人泰人会	新井田クリツク居宅介護支援センター	新井田クリツク居宅介護支援センター	新井田クリツク居宅介護支援センター
主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五	八戸市新井田西二丁目一の二五
休止年月日	休止年月日	休止年月日	休止年月日
平成三・四・一	平成三・四・一	平成三・四・一	平成三・四・一

青森県告示第百七十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年一月二十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十二年三月三十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

むつ市大畑町新町三の三プラス三の四プラス二の三から二〇の二一まで、同中島四の一から四の二まで、同湯村一九一の二、同湯坂下一〇四の六六の地先公有水面

2 区域

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一五六一九六・八一七
- の地点 Y座標 プラス二七五〇二・二九一
- の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五
- の地点 Y座標 プラス二七五〇一・三四三
- の地点 X座標 プラス一五六二七〇・七一八
- の地点 Y座標 プラス二七五七五・一一九
- の地点 X座標 プラス一五六二六九・七六八
- の地点 Y座標 プラス二七五七六・〇五九

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一五六二七四・四八五
- の地点 Y座標 プラス二七五八〇・〇二一
- の地点 X座標 プラス一五六二七六・四一六
- の地点 Y座標 プラス二七五七八・四一〇
- の地点 X座標 プラス一五六二八七・二四六
- の地点 Y座標 プラス二七五八二・〇三八
- の地点 X座標 プラス一五六二八七・二七七

3 面積

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一五六四三七・八六二
- の地点 Y座標 プラス二七四七七・一六三
- の地点 X座標 プラス一五六四四四・九〇七
- の地点 Y座標 プラス二七四八六・二四五
- の地点 X座標 プラス一五六五三三・三五三
- の地点 Y座標 プラス二七五二九・〇二九

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定)により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一五六七〇二・七一四
- の地点 Y座標 プラス二七七六六・五四〇
- の地点 X座標 プラス一五六七〇二・一九五
- の地点 Y座標 プラス二七七六五・八一〇
- の地点 X座標 プラス一五六七一三・一一九
- の地点 Y座標 プラス二七七五九・九四六
- の地点 X座標 プラス一五六七二七・六九五
- の地点 Y座標 プラス二七七六五・七八四

の区域 一二八・二七平方メートル  
 の区域 一九九・二八平方メートル  
 の区域 二九七・六四平方メートル  
 の区域 四〇・五四平方メートル  
 合計 六六五・七三平方メートル

**公 告**

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十二年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
田向ファッションモール
- 八戸市八戸都市計画事業田向土地区画整理事業二十一街区一画地、二画地
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四  
 代表取締役 野中正人

三 八戸市の意見の概要

- 1 八戸市景観条例に規定する大規模な行為を行おうとするときは、八戸市景観計画「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に適合するものとし、行為着手三十日前までに届出をすること。

- 2 廃棄物に係る事項に関して、八戸市が策定した「事業系ごみ処理マニュアル」に基づき対応すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十二年四月九日から同年五月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積 (平方メートル)
三戸郡五戸町大字扇田字寺沢五五の三二	畑	九、五一六
三戸郡五戸町大字扇田字寺沢五五の五二	畑	八一

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

農業を営む者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県農林水産部農林水産政策課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

三戸郡五戸町大字扇田字長下タニ

地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所県南果樹部会議室

2 入札日時

入札案内書による。

3 開札場所及び日時

入札案内書による。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約の効力発生の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行つので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 契約締結後、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の許可を受けることを停止条件とする。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭